

令和6年4月からの

※令和7年4月 一部修正

鴨川市の介護保険料について

1 介護保険料設定について

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と、被保険者（第1号・第2号）の保険料で半分ずつ負担するように定められています。

市では、3年を一期とする介護保険事業計画で、第9期（令和6年度～令和8年度）に必要となる給付費を推計し、条例により第1号被保険者の第9期の介護保険料を設定します。

【令和6年度～令和8年度】第9期介護保険料基準額 **月額 6,500円**

※令和6年第1回鴨川市定例会にて条例改正

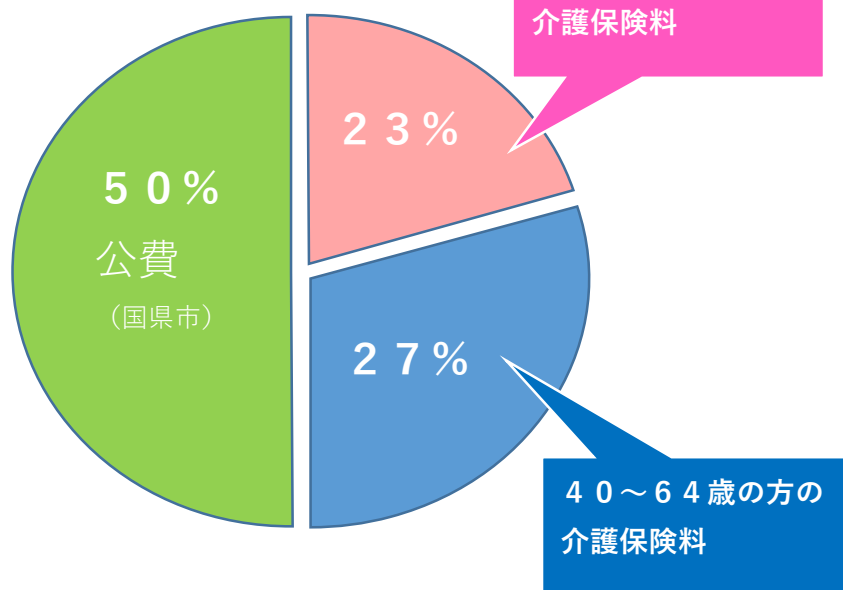
■保険料の年額について

所得段階	対象となる方	保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、あるいは、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	年基準額×0.455	35,490円
		(軽減後保険料)	(22,230円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方	年基準額×0.685	53,430円
		(軽減後保険料)	(37,830円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	年基準額×0.69	53,820円
		(軽減後保険料)	(53,430円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	年基準額×0.90	70,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超の方	年基準額×1.00	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	年基準額×1.20	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	年基準額×1.30	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	年基準額×1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	年基準額×1.70	132,600円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	年基準額×1.90	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	年基準額×2.10	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	年基準額×2.30	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	年基準額×2.40	187,200円

※第1号保険料軽減強化対策により、第1段階から第3段階までの方は、保険料が軽減されています。

2 保険料の決め方について

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。



鴨川市の
介護サービスの
総費用

×

65歳以上の方の
負担分23%

÷

鴨川市で暮らす
65歳以上の方の
人数（3か年の人数）

÷

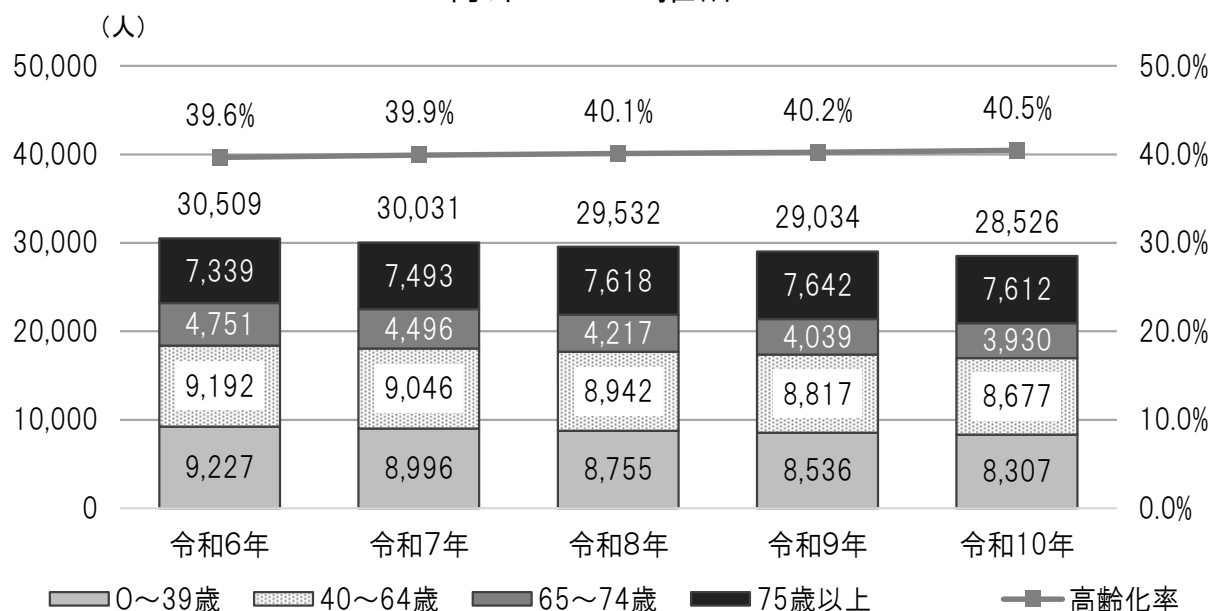
鴨川市の
介護保険料基準額
78,000円（年額）

3 被保険者数と認定者数の推移

将来人口については、引き続き65～74歳（前期高齢者）の減少及び75歳以上（後期高齢者）の増加が見込まれますが、令和10年には75歳以上も減少に転じる見込みです。一方高齢化率は今後も上昇が続く見通しです。

また、0～39歳と40～64歳は引き続き減少していくことが見込まれ、総人口は令和6年から令和10年の4年間で約6.5%減少する見通しです。

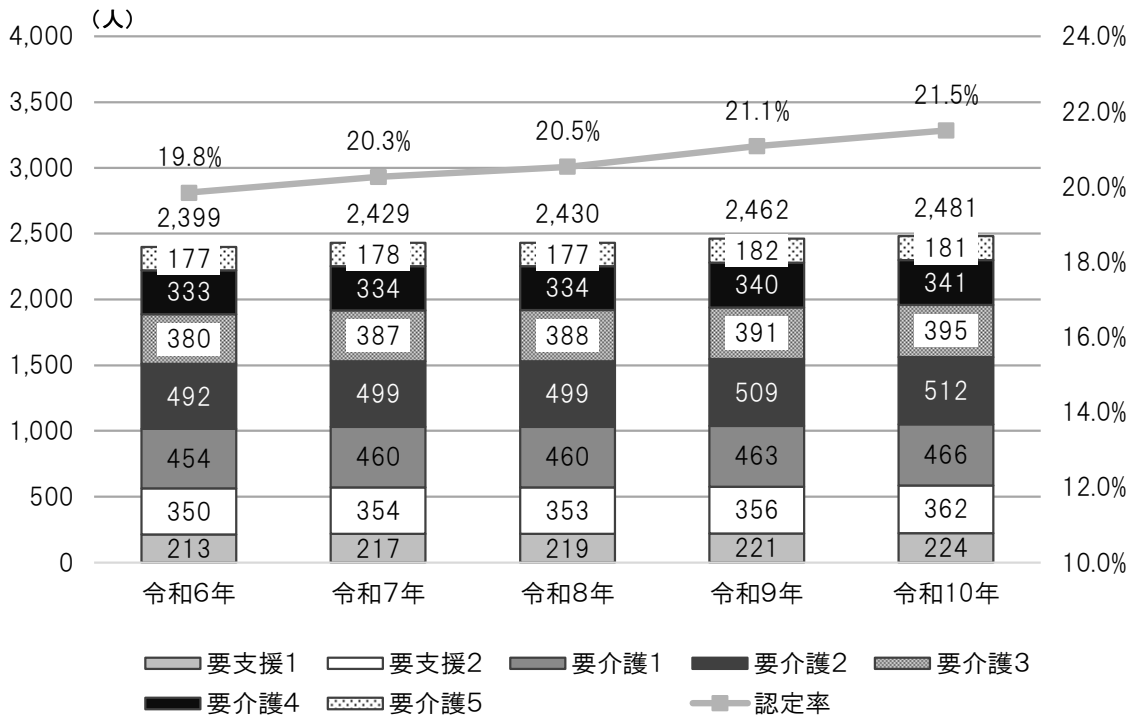
将来人口の推計



認定者数はおおむね横ばいで推移しており、令和6年の推計認定者数は2,399人となっています。高齢者人口は減少傾向にあるものの、総人口の減少及び75歳以上（後期高齢者）の増加が見込まれていることから認定率についても上昇が続く見込みです。

令和6年から令和10年にかけての4年間で1.7ポイント上昇すると見込まれます。

認定者数・認定率の推計



4

標準給付費見込額

第9期（令和6年度から8年度まで）標準給付費見込額

単位：円

標準給付費見込額	総給付費	12,008,681,000	12,813,028,000	合計額の 13,219,889,000 円 の23%が、第1号被保険者負担分相当額
	特定入所者介護サービス費等給付額	460,319,000		
	高額介護サービス費等給付額	303,087,000		
	高額医療合算サービス費等給付額	31,732,000		
	審査支払手数料	9,210,000		
地域支援事業費			406,861,000	

上記の第1号被保険者負担相当額に、保険料収納率や調整交付金等の補正をして算出された第9期保険料基準額は、	6,739 円
--	---------

5 準備基金取り崩しによる保険料の軽減

第9期は、算出された保険料基準額（6,739円）から、準備基金9,900万円を取り崩すことによって、239円の軽減を図り、月額6,500円の保険料としました。

6 過去の第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料基準額（月額）

	期間	全国平均	期間	鴨川市	
				旧鴨川市	旧天津小湊町
第1期	平成12年度～14年度	2,911 円	平成12年度～14年度	2,759 円	2,400 円
第2期	平成15年度～17年度	3,293 円	平成15年度～17年度	3,034 円	3,100 円
			平成17年度	3,034 円	
第3期	平成18年度～20年度	4,090 円	平成18年度～20年度	3,034 円	
第4期	平成21年度～23年度	4,160 円	平成21年度～23年度	4,255 円	
第5期	平成24年度～26年度	4,972 円	平成24年度～26年度	4,998 円	
第6期	平成27年度～29年度	5,514 円	平成27年度～29年度	5,895 円	
第7期	平成30年度～令和2年度	5,869 円	平成30年度～令和2年度	6,000 円	
第8期	令和3年度～5年度	6,014 円	令和3年度～5年度	6,000 円	
第9期	令和6年度～8年度	6,225 円	令和6年度～8年度	6,500 円	

令和6年度からの介護保険料は、令和6年第1回鴨川市定例会にて条例改正しました。市では、市民の皆様が安心して暮らせるよう、円滑な制度運営に取り組んで参ります。今後も介護保険制度の運営にご理解ご協力をお願いします。

〒296-0033 鴨川市八色887-1
 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）
 鴨川市市民福祉部健康推進課 介護保険係
 ☎ 04-7093-7111

問い合わせ先